

令和5年度の再生可能エネルギー導入促進補助金（富山県）に係る補助対象期間

公益財団法人とやま環境財団
令和5年6月8日施行

再生可能エネルギー導入促進補助金（富山県）交付要綱第5条第1項の規定による令和5年度の補助対象期間は令和5年7月3日から令和6年2月15日までと定め、令和5年6月8日から適用する。

令和5年度の再生可能エネルギー導入促進補助金（富山県）に係る交付申請の期日

公益財団法人とやま環境財団
令和5年6月8日施行

再生可能エネルギー導入促進補助金（富山県）交付要綱第6条の規定による令和5年度の交付の申請の期日を令和5年11月30日までと定め、令和5年6月8日から適用する。

令和5年度の再生可能エネルギー導入促進補助金（富山県）に係る
交付決定前の事前着手

公益財団法人とやま環境財団

令和5年6月8日施行

再生可能エネルギー導入促進補助金（富山県）交付要綱（以下「要綱」という。）第22条の規定により、令和5年度の交付決定前の事前着手について次のとおり定め、令和5年6月8日から適用する。

記

（交付決定前の事前着手）

申請者は、やむを得ない理由により、財団が補助金の交付を決定する前に事業に着手する必要がある場合には、着手前に、要綱第6条に定める交付申請と合わせて、その理由を記載した事前着手届を財団に提出しなければならない。

なお、申請者は、前述の場合において、交付決定がなされなかった場合に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知した上で当該事業に着手するものとする。